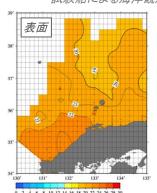


## 第243号 令和 3年11月版

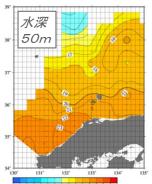
掲載期間 R3.11月下旬 ~R3.12月中旬

### 鳥取県水産試験場(電話:0859-45-4500)

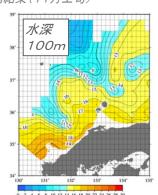
試験船による海洋観測結果(11月上旬)



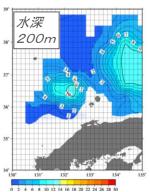
鳥取県沖と隠岐諸島周辺海域の水温は 20~21℃で、平年(直近20年)よりやや高 めの値(+0.92℃)を示しています。



水温は21~22℃を示し、平年よりやや 高めの値(+0.96℃)を示しています。



水温は16~17℃を示し、平年並みの値を示



島根県沖合北緯36°10′付近、鳥取県東部 沖北緯36°30'以北に8~10°Cを示す暖水 域があります。

### 水産試験場

### 2021年の大型クラゲ出現状況(10月末までの取りまとめ結果)

2021年の大型クラゲ(主にエチゼンクラゲ)は、大量発生した2009年の100分の 1以下の規模でしたが、直近10年間では、最も多い出現となりました(図1)。なお、 日本海で被害が多かった県は、島根県、福井県となりました(図2)

鳥取県沖では対馬暖流が離岸傾向にあったため、沿岸漁業の定置網では被害は限定 的なものでしたが、漁場が沖合に展開した小型底びき網では、8月下旬~9月上旬に、 網が上がらず、網口を開いて放流するなどの漁業に支障をきたす事例が発生しました

沖合漁業の沖合底びき網でも1網で3トンといった大量入網があり、また、沿岸域よ りクラゲが入網する期間が長く、10月も水深250m以深での入網が目立ちました。 11月15日時点で、本県より西方海域でクラゲのまとまった出現は確認されていま 今年はこれにて終息となる見込みです。

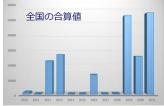


図1 直近10年のクラゲ発見数合計

図2 2021年の県別クラゲ発見数合計 ※一般社団法人漁業情報サービスセンターからの提供(データは10月28日時点)

### 令和3年度第1回境港地区漁海況連絡会議を開催します

沖合漁業における水産資源の動向や今後の漁模様についての説明会を次のとおり開 催します。是非お越しください。

※コロナウィルス感染状況により中止する場合があります。

午後1時30分~午後3時まで 令和3年12月15日(水)

場所 みさき会館大会議室 (境港市昭和町9-20)

(1) 海洋環境の見通し 内容

- (2) 浮魚類(スルメイカ、マアジ、マサバ、マイワシ、 クロマグロ) の漁況
- (3) 底魚類(ズワイガニ、沖合底びき網のその他主要魚種)の漁況
- ※いずれも水試の担当者が説明を行います。

令和3年4月から下記2社の広告を1年間掲載することになりました。

### いつの時代も、技術とサービスをもって水産業・漁業の皆様を支援してまいります

### 西日本ニチモウ株式会社

山口県下関市小月小島2丁目3-17 〒750-1136

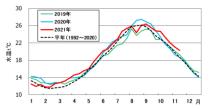
電話 083-282-4041(代表) FAX 083-282-0424

**鳥取県境港市栄町67番地 〒684-0006 電話 0859-44-0475 FAX 0859-42-6330** 

# 鳥取沿岸の水温

鳥取県栽培漁業センター 沈砂槽 (電話:0858-34-3321)

11月中旬 20.3℃ 平年より 1.6℃高め





島根沖冷水域	冷水域(15℃以下)が島根西部沖N35°20′以北、島根半島沖N36°40′以北に認められます。
山陰·若狭沖冷水域	冷水域(15°C以下)が鳥取東部沖N36°10′以北に認められます。
鳥取沖の冷水塊	冷水塊(13°C以下)が、N36°30′付近、N37°20′付近に認められます。
対馬暖流の流路	主流は朝鮮半島東岸に沿って北方に向かうと考えられます。主流の一部は、山口・島 根県沖では15℃等温齢に沿って流れ、陽岐諸島北方から、13℃等温糖に沿って北方 へ流れています。また、島取県沖では15℃等温糠に沿ってN36°10′-N36°20′付近を 東方へ流れると考えられます。

<sup>\*</sup>県内の漁獲情報については水産試験場ホームページ (鳥取県水産試験場で検索してください)に 詳しく掲載しています、是非ご利用ください。

### 水産課

### クロマグロの採捕ルールを徹底してください

クロマグロ (地方名 本マグロ、マグロ、ヨコワ (未成魚))



**懲役若しくは50万円以下の罰金**が科せられる 可能性があります

現在、クロマグロの資源管理については、国際 的な枠組みの中で管理措置が導入されており、各 都道府県にTAC(漁獲可能量)が配分されていま

また、クロマグロの採捕者は限定されており、 日本海 • 九州西広域漁業調整委員会(事務局:水 産庁) から承認を受けている漁業者のみ採捕する とができます

令和3年は鳥取県沖でクロマグロの小型魚(30 kg未満)が釣れやすい状況ですが、承認を受けて いない漁業者が一本釣り、刺網漁業などでクロマ グロを採捕してしまった場合は、状態に関わらず 直ちに放流してください。

クロマグロの採捕承認を受けている漁業者	クロマグロの採捕承認を受けていない漁業者	遊漁者
採捕可能	採捕禁止	採捕禁止
<u> </u>	<b>~</b>	<b>~</b>

〈関連する委員会指示(一部抜粋) 〉

日本海・九州西広域漁業調整委員会による沿岸くろ まぐろ漁業の承認に係る委員会指示	日本海・九州西広域漁業調整委員会による遊漁者のく ろまぐろの採捕に係る委員会指示
2 機業の禁止 令の3年4月1日から令和5年3月31日までの間に、 <u>日本</u> 徳・九州西施城において、沿岸くろまぐろ漁業ルを営んではなら ない。ただし、32以4の規定による日本藩・九州西広海漁業調 整委員会の張を受けたとは、この限りでない。 来動力漁船によりくろまぐろを採摘することを目的とする漁業	2 くろまぐろ (小型魚) の採摘の制限 遊漁者は、日本海・九州西海域においてくろまぐろ (小型魚) を 採施してはなたがい、くろまぐろ (小型魚) を返回せず採補した場 合には、直ちに海中に放尾しなければならない。 4 指示の有効期間 この指示の有効期間 この指示の有効期間と

#### 培漁業センタ・

# **干代川においてアユ親魚放流**

千代川において、天然資源回復手法開発 の一環としてアユの親魚放流試験を行い ました。放流は10月下旬~11月上旬の 間に3回行い、合計1,280尾のアユを放流 しました。11月中旬に調査したところ、 放流地点に複数の産卵場が形成されてい たことから、放流親魚が産卵に寄与した ものと思われます。







放流作業の様子



見つかったアユの卵(直径約1mm)

